

第5部 国際関係の動き

第23章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制・監督当局により構成される業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会、証券監督者国際機構（IOSCO）及び保険監督者国際機構（IAIS）が、また、業態横断的には、ジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する国際的な原則・指針等の策定が行われており、我が国としては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に務めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会

概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会（Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。）は、1974年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975年、G10中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行（BIS：Bank for International Settlements）本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は以下の3つをその主要な活動目的としている。

特定の銀行監督問題に関する話し合いの場の提供

国際的に活動する銀行の海外拠点に関する各国当局間の監督責任の分担の調整

国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、共通の監督基準の設定

3. 組織（資料23-1-1参照）

（1）メンバーシップ

バーゼル委員会は、日本、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、スペイン、スウェーデン、スイス、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成され、我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長については、2003年5月から2006年6月までスペイン中央銀行のカルアナ総裁が務めていたが、2006年7月にはオランダ中央銀行のウェリンク総裁が新しく議長に就任した。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、自己資本比率規制見直しタスクフォース、新規制実施作業部会、会計タスクフォース、コア・プリンシプル・リエゾン・グループ等が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国としても、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に専門家等を出席させ、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局がより実効性の高い銀行監督を行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

銀行の自己資本の適切性に関する基準

銀行の海外拠点監督上の原則

実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則

銀行のリスク管理に関する各種指針

17 事務年度における主な活動は、以下の通りである。

2. 新しい自己資本比率規制（バーゼルⅢ）の枠組みの策定と実施

(1) バーゼルⅢの枠組みの策定

自己資本比率規制（BIS規制）は、国際的に活動を行っている銀行の健全性に関する基準であり、銀行システムの健全性及び銀行間の競争条件の公平性の確保の観点から、バーゼル委員会が、1988年に初めて国際的な統一基準として策定したものである。バーゼル委員会は、2004年6月に、バーゼルⅢの枠組文書である「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み」を公表しているが、当時において継続検討案件とされていた銀行のトレーディング勘定等の取扱いについても、2005年7月には枠組文書を公表し、国際的な規制上の枠組み作りはひとまず完了した。

(注)バーゼルⅢにおけるトレーディング勘定等の取扱いについては、証券監督者国際機構（IOSCO）と共同で検討が進められた。

(2) バーゼル の実施

バーゼル は、我が国においては、2007 年 3 月末（最も先進的な手法については 2008 年 3 月末）から実施される予定となっているが、バーゼル委員会では、新規規制実施作業部会（A I G：Accord Implementation Group）において、バーゼルの実施をめぐる諸課題についての議論や監督当局間の情報交換が行われており、我が国も積極的に参加している。こうした議論の結果を踏まえ、バーゼル委は、2005 年 7 月、景気後退期を反映したデフォルト時損失率（L G D）の計測に関する監督上のガイダンスを公表したほか、2006 年 6 月には、国際的に活動する銀行の母国当局及び現地当局が、バーゼル をクロスボーダーで実施していく上で必要な情報を円滑に共有していくための一般的な諸原則を盛り込んだペーパーを公表している。

また、バーゼル をクロスボーダーで円滑に実施していくためには、国際的に活動する銀行グループの母国当局と現地当局とが緊密に連携・調整していくことが不可欠であり、17 事務年度においては、邦銀の海外拠点を監督している海外当局との意見交換会の実施やバーゼルのクロスボーダー実施に係るケース・スタディ等に積極的に取り組んだ。

さらに、バーゼルの実施が邦銀の所要自己資本に与える影響度を調べるため、主としてバーゼル 実施当初より内部格付手法（I R B）の採用を目指している金融機関を対象に、2005 年 9 月末のデータに基づく定量的影響度調査（Q I S 5）も実施した。

（注）バーゼル委員会は、2005 年秋より実施していた定量的影響度調査（Q I S 5）の結果に基づき、2006 年 5 月に、内部格付手法（I R B）の信用リスク・アセット額に対するスケールリング・ファクター（掛け目）の暫定値（1.06）を変更しない旨を決定するとともに、同年 6 月には当該 Q I S 5 の結果を公表している。

3 . バーゼル・コア・プリンシプルの見直し

バーゼル委員会は、1996 年 6 月のリヨン・サミットの G 7 コミュニケを受け、金融システムの安定性を強化する目的から、1997 年 9 月、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則（バーゼル・コア・プリンシプル）」を策定した。コア・プリンシプルは、16 の新興市場諸国・地域の監督当局等との緊密な協力の下に作成されたものであり、各国の銀行監督が実効的なものであるために不可欠と考えられる「25 の基本原則」を示している。また、バーゼル委員会は、1998 年 10 月の世界銀行監督者会議においてコア・プリンシプルが採択されたことを受け、その遵守状況の調査・実施を促すため、非 G10 諸国の監督当局とともにコア・プリンシプル・リエゾン・グループを結成し、1999 年 10 月には、遵守状況の具体的な評価基準となる「コア・プリンシプル・メソドロジー」を公表した。同メソドロジーは、銀行監督当局自身による自己評価はもちろん、国際通貨基金（I M F）や世界銀行といった国際機関によるレビューにも活用されている。

コア・プリンシプル及び同メソドロジーについては、IMFの「金融セクター評価プログラム」(FSAP)等を通じた国際機関による評価実績の蓄積や、近年におけるリスク管理実務及び監督手法の発展等を適切に反映する観点から、見直し作業が現在進められており、我が国としても担当作業部会に職員を派遣するなど、草案段階から積極的な貢献を行っている。バーゼル委員会は、2006年4月にコア・プリンシプル及び同メソドロジーの改訂案を市中協議文書として公表した。

4．銀行のリスク管理に関する指針

バーゼル委員会は、銀行の健全なリスク管理のあり方等について幅広く議論を行い、その結果を監督上の指針(サウンド・プラクティス・ペーパー)として取りまとめている。最近においては、銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化(2006年2月)、貸出金の健全な信用リスク評価(同年6月)、銀行による金融商品への公正価値オプションの利用(同年6月)といった論点に関するペーパーを、それぞれ公表した。

5．世界銀行監督者会議

バーゼル委員会が中心となり、世界各地の銀行監督当局の代表が集まる世界銀行監督者会議(ICBS: International Conference of Banking Supervisors)が2年に1度開催されており、本年10月には、メキシコのメリダにて第14回会合の開催が予定されている。なお、前回ICBSは、2004年9月、スペインのマドリッドにて開催され、「バーゼルの実施」及び「会計制度と銀行監督の関係」をテーマとするパネル・ディスカッション等において、世界各国の当局関係者が活発な意見交換を行った(我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席)。

第2節 証券監督者国際機構(IOSCO)

概要

1. 沿革及び現状

- (1) 証券監督者国際機構(International Organization of Securities Commissions : IOSCO)は、116の国・地域(2006年6月末現在)の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員(Ordinary Member : 証券規制当局)、準会員(Associate Member : その他当局)及び協力会員(Affiliate Member : 自主規制機関等)あわせて183機関(2006年6月末現在)となっている
- (2) IOSCOの前身は、米国及びカナダが、ラテン・アメリカ諸国の資本市場育成のため、これら諸国の証券監督当局や証券取引所等の指導を目的として1974年に発足した「米州証券監督者協会」である。その後、1983年に米州域外の国々も加盟できるように規約が改正され、1986年のパリにおける第11回年次総会で名称が現在のIOSCOに改められ、現在に至っている。
- (3) 我が国は、1988年11月のメルボルンにおける第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会員としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁(準会員)及び大蔵省(普通会員)の加盟地位を承継し、我が国からの普通会員となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティーにおける第18回年次総会で準会員として加盟した証券取引等監視委員会のほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が準会員、東京証券取引所、大阪証券取引所及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (4) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2006年6月には第31回年次総会が香港で開催された。次回の第32回総会は、2007年にインドで開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。
- (5) IOSCOの本部事務局は、1986年から2000年末までモントリオール(カナダ)に、2001年1月からはマドリード(スペイン)に置かれている。

2. 目的

IOSCOは、以下の4つを目的としている。

公正・効率的・健全な市場を維持するため、高い水準の規制の促進を目的として協力すること。

国内市場の発展促進のため、各々の経験について情報交換すること。

国際的な証券取引についての基準及び効果的な監視を確立するため、努力を結集すること。

基準の厳格な適用と違反に対する効果的な法執行によって市場の健全性を促進するため、相互に支援を行うこと。

3. 組織（資料 23 - 2 - 1 参照）

(1) 代表委員会

代表委員会 (Presidents Committee) は、すべての普通会员の代表者によって構成され、IOSCO の目的達成のために必要なすべての事項についての決定権限を有する。代表委員会は、年 1 回、年次総会時に開催される。代表委員会の下には、理事会 (Executive Committee) 及び地域委員会 (Regional Committee) が置かれている。

(2) 理事会

理事会 (Executive Committee) は、専門委員会議長、新興市場委員会議長、各地域委員会議長、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された 9 普通会员で構成され、IOSCO の目的達成のために必要なすべての決定を行う。理事会は、年次総会時を含め、年 3 回程度開催される。現在の議長はニュージーランドである。金融庁は、代表委員会選出理事の一人である。

理事会の下には、専門委員会 (Technical Committee)、新興市場委員会 (Emerging Markets Committee) 及び原則実施作業部会 (Implementation Task Force) が置かれている。また、自主規制機関等により構成される自主規制機関諮問委員会も置かれている。

(3) 専門委員会

専門委員会は、理事会により 1987 年 5 月に設置された委員会であり、現在は 15 の先進国・地域の普通会员で構成されている。専門委員会は、証券分野についての国際的な規制上の課題等について検討・調整を行うなど、IOSCO の活動に関し実質的にその中心的な役割を担っている。専門委員会は、年次総会時を含め年 3 回程度開催される。現在の議長はフランスである。

専門委員会の下には、5 つの常設委員会 (SC : Standing Committee) が設けられており、専門的・実務的な議論が行われている。また、2001 年の米国エンロン社等の経営破たんを受けて、証券市場の基盤に関わる諸問題を検討するため、2002 年 3 月、専門委員会の下に、主要証券当局の議長またはその代理クラスから成る議長委員会 (Chairs Committee) が設置された。その他、専門委員会の下には、特に専門性の高い課題について検討を行うため、幾つかの作業部会が置かれることもある。

(4) 地域委員会

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の 4 つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国は、アジア・太平洋地域委員会 (Asia

Pacific Regional Committee, A P R C) に属している。同委員会は年 2 回程度開催されている。現在の議長はタイである。

(5) 原則実施作業部会

代表委員会の下に置かれている原則実施作業部会は、2003 年 10 月にソウルで開催された第 28 回年次総会において承認された「証券規制の目的と原則」(1998 年 9 月公表) の各原則(合計 30 の原則) の実施状況を評価するための詳細な評価指針(評価メソドロジー) の活用促進策について議論を行っている。

4 . I O S C O の性格

I O S C O は、上記の目的を達成するため、「証券規制の目的と原則」をはじめとする原則、指針や基準等を定めている。これらは、基本的に、メンバー国・地域を法的に拘束するものではなく、メンバー国・地域にこれらを踏まえて自ら行動することを促すものであり、具体的にどのような対応をとるかは各メンバーの裁量に委ねられている。ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定された I O S C O ・ M O U (多国間 M O U) については、2005 年 4 月の代表委員会決議により、すべてのメンバーに対して本 M O U への署名 (将来的な署名約束を含む。) が義務付けられた。

5 . 我が国の対応

我が国は、専門委員会を始めとして、理事会、アジア・太平洋地域委員会、議長委員会及び 5 つの常設委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。例えば、旧大蔵省が、1990 年から 1999 年まで流通市場規制に関する作業部会 (現在の常設委員会。2001 年 3 月に名称変更) の議長を務めたほか、金融庁発足以降は金融庁が、2001 年から 2003 年にかけて専門委員会の下に設置された証券アナリストに関するプロジェクト・チームの議長などを務めた。最近では、アジア・太平洋地域委員会において、同地域における債券市場の調査を中心となって進め、2005 年 5 月にはとりまとめた調査結果が公表された。

活動状況

1 . 概要

I O S C O は、その活動の中心を担う専門委員会が、各常設委員会や各作業部会の活動等について必要な指示を行うとともに、自らその時々証券市場における課題等について議論を行うことにより、世界の証券当局等からなる国際的な機関として適時適切に活動を展開している。

I O S C O は、これまで、証券規制に関する原則や基準の設定を中心とした活動を行ってきており、この面では一定の成果を達成した。2005 年 4 月のコロンボ総会では、今後の方向性として、証券規制の法執行や実施をより重視した活動を行っていくことが決定された。具体的には、今後の I O S C O 運営の優先課題として、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協

力の改善（2002年5月策定のIOSCOの多角的MOUの推進）、IOSCO原則の実施（1998年9月策定の「証券規制の目的と原則」の実施促進）、IOSCOの国際的知名度及びメンバーとのコミュニケーション水準の継続的向上を掲げている。

2．議長委員会

議長委員会は、2003年9月に策定した「信用格付機関の活動に関する原則」を実施するため、2004年12月に「信用格付機関の基本行動規範」をとりまとめ、公表した。また、伊パルマラット事件を受けて特別作業部会を設置し、同事件の事実関係の把握・整理や今後の課題について検討を行い、2005年3月に「金融犯罪に対抗する資本市場の強化」を公表した。

さらに、同報告書で特定された今後の取組に対応する等のために、各国において同時提供が禁止されている非監査業務の調査が実施されるとともに、ビッグ4による寡占及び監査人の責任制度と監査品質との関係についても活発な議論が行われている。

3．アジア・太平洋地域委員会

アジア・太平洋地域委員会（APRC）は、近年、非常に活発に活動を行っており、我が国も中心的な役割を果たしている。具体的には、我が国が中心となり、アジア・太平洋地域の債券市場の整備状況の調査を行い、調査結果をとりまとめた上で、2005年5月にアジア・太平洋地域委員会のホームページ上で公表した。APRCは、現在、域内におけるIOSCO原則の実施状況について調査を行い、その実施に向けた支援枠組みについて検討している。また、情報共有と協力に関するAPRCの役割について検討を行っているほか、メンバー国・地域の監督体制の強化を図るための各種研修や支援等について、調査・検討を行っている。

4．会計・監査・開示常設委員会（SC1）

会計・監査・開示常設委員会は、多国間市場における証券の募集及び上場に係る会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。

具体的には、国際財務報告基準（IFRS）及び国際監査基準（IAS）等の整備・改善作業をレビューするために、新たな基準（草案）が公開される毎にコメント・レターの発出をしている他、基準設定プロセスにおける助言グループにも積極的に出席し、意見を述べている。また、「負債証券に関する国際開示基準」については、2005年10月に公開草案が公表された後、公開草案に寄せられたコメントについて引き続き、議論が続けられている。

さらに、2005年3月に議長委員会より発表された報告書「金融犯罪に対抗する資本市場の強化」において特定された今後取るべき方策に対応するために、SPEに関する会計・開示規制及び、内部統制に関する要求についての各国制度の調査等が実施されるとともに、IOSCO原則の整備・改訂も含めた今後の対応が検討されている。

5．流通市場規制常設委員会（SC2）

流通市場規制常設委員会は、証券の流通市場に関する諸課題について検討を行って

いる。具体的には、各国の電子取引システムの拡大を背景に、大規模なエラートレードが発生しやすい環境となっていることを踏まえ、エラートレードについて検討を行い、2005年2月、「エラートレードポリシー」をとりまとめ、公表している。また、各国・地域における取引所の株式会社化や国際的な取引所の統合の進展により生じている規制上の問題が検討され、報告書「取引所改革に伴う規制上の課題」の公表が行われている。昨年1月には我が国（京都）においてSC2会合を開催している。

6．市場仲介者常設委員会（SC3）

市場仲介者常設委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する規制監督上の諸課題について検討を行っている。2006年3月に「証券会社のコンプライアンス機能」を取りまとめ公表している。また、証券会社の引受に係る適切な方針及び手続の未整備や利益相反等が指摘されていることを受け、昨年6月から、証券会社の引受業務に係る諸問題について検討を行っている。本年4月には、我が国（東京）でSC3会合を開催している。

7．法務執行及び情報交換常設委員会（SC4）

法務執行及び情報交換常設委員会は、国際間にわたる証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。本年度は、情報交換に関する非協力的な地域との対話やクロスボーダー事案における資産（不正利得）の保全及び送還に関する国際協力について議論を行った。さらに、連続して開催される多国間MOUの審査グループ（SG）において、多国間MOUの署名申請国の審査及びその運用状況のモニタリングを行っている。

8．投資管理常設委員会（SC5）

投資管理常設委員会は、集団投資スキーム（CIS）に係る諸課題について検討を行っている。最近では、2005年10月に「集団投資スキームのマーケット・タイミング及びそれと関係する諸問題についてのベスト・プラクティス基準」を策定・公表したほか、2006年2月には集団投資スキームのガバナンスに係るSC5各メンバー国における規制及び一般原則をとりまとめた「集団投資スキームのガバナンスの検証」をパブリック・コメントに付し、現在、最終的なとりまとめを行っている。また、2006年3月にSC5各メンバー国のヘッジファンドの実態をとりまとめた報告書「ヘッジファンドに対する規制状況 調査及び比較検討」をパブリック・コメントに付し、これについても、現在、最終的なとりまとめを行っているところである。なお、ヘッジファンドについては、現在、その評価のあり方について議論を行っている。

その他

1．証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の証券分野の

情報交換が不可欠である。

1989年にアルシュ・サミット等の場において証券当局間の情報交換の重要性が国際的に確認されたことを踏まえ、我が国は1990年6月及び1998年6月に証券取引法を改正し、外国証券当局の要請に応じて情報提供を可能とする規定を整備した。(なお、2004年には金融先物取引法を改正し、金融先物についても同様の規定を設けた。)これらの法整備を基盤に、これまで、中国(1997年)、シンガポール(2001年)、米国(2002年)、オーストラリア(2004年)及び香港(2005年)との間で、証券分野における情報交換枠組みを設ける文書(MOU)に署名してきたが、2006年1月には米国とのMOUについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。また、6月には、あらたにニュージーランド証券委員会との間で同文書に署名したところである。

このような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や株価操縦のような不正取引活動など市場における取引に関する情報等を、必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

また、2005年4月のコロombo総会において、IOSCOが2002年に策定した多国間情報交換枠組み(マルチMOU)を、法執行に関する協力・情報交換についての「国際的ベンチマーク」とした上で、すべてのIOSCOメンバーは、速やかに署名のための申請を行ってIOSCOの審査を受け、遅くとも2010年1月1日までに、多国間MOUへの署名又は署名を可能とする必要な法的権限を追求する公式のコミットメントを行うことが決議された。これを受けて、我が国も、2006年5月、同枠組みへの署名申請を行った。

2. コールド・コーリングへの取組み

コールド・コーリング(Cold Calling)とは、一般に、ある国に事務所を置くと称するグループが、他国の投資家に対し電話で詐欺的な証券投資の勧誘を行うこと言う。投資家が同グループに代金を送金しても、同グループから証書等が送付されない、また同グループとの連絡もとれないというのが典型的な事案と言われている。

IOSCOでは、コールド・コーリングについて、投資家への注意喚起や各国・地域の協力を促すための対策を講じてきている。具体的には、2002年2月に、専門委員会が「投資家は、少なくとも、送金前に、投資家の居住地及びコールド・コーリング業者が活動していると称している国における証券業者や投資顧問業者としての登録状況を確認するべきである。」とのプレス・リリースを公表したほか、アジア・太平洋地域委員会は「アジア太平洋地域の多くの国は、一般投資家が詐欺の犠牲になることを防ぐために、投資家への注意喚起を発出している。これに加えて、会議において、無登録業者の名称を法律上可能な範囲で公表することに合意した。」とのプレス・リリースを公表している。また、法務執行及び情報交換常設委員会は、コールド・コーリング・ワークショップを開催し、各国の取組み状況を共有するとともに、今後のあるべき対処方法について検討を行っている。

我が国においても、海外証券当局等から金融庁に対し、我が国に事務所を置くと称する業者の詐欺的な投資勧誘によって投資家が被害を受けているとの連絡が寄せら

れている。金融庁は、IOSCOの取組みを踏まえ、2003年9月から、日本に事務所を置くと称するコールド・コーリング業者について、これらの業者が日本において証券会社としての登録、投資信託委託業者としての認可、投資顧問業者としての登録のいずれも受けていないこと、及びこれら業者の名称・住所等を、金融庁のホームページ(日・英)に掲載し投資家に注意喚起を促すなど、必要な対応を講じている。なお、金融庁ホームページには、2006年6月末現在、14業者が掲載されている。

3．公益監視委員会の発足・運営

世界の会計士団体の国際組織である国際会計士連盟(IFAC)は、現在、国際的な監査基準である国際監査基準(ISA)等の基準の設定活動を行っている。2003年3月以降、監査への国際的信頼を確保するため、IFACによる基準設定活動を公益的な観点から監視するための新たな枠組みが必要であるとの議論が国際的に活発に行われ、2005年2月、IFACにおいて基準設定活動を担うメンバーの承認、その作業計画の承認、デュー・プロセスの監視や事後評価の役割を担う組織として、「公益監視委員会(PIOB:Public Interest Oversight Board)」が発足した。公益監視委員会は8名のメンバーと2名のオブザーバーから構成され、我が国からは、金融庁の推薦を経て、中平幸典氏(元財務官)がメンバーとして選出されている。

PIOBは発足初年度である2005年において、ISAを設定する国際監査保証基準審議会(IASB)を含む公益活動に係わるIFAC委員会の全会議に出席し、デュー・プロセスを監視するとともに、当該基準設定に携わるメンバーの承認等を行っている。なお、2006年5月には、PIOBの役割、初年度の活動等を要約した報告書が公表されている。

4．IOSCO国際コンファレンスの開催

IOSCO専門委員会は、IOSCOの国際的なプレゼンスの向上のため、世界の主要金融センターにおいて国際コンファレンスを開催することを決定し、2004年10月、その第1回会合が米国ニューヨークで開催された。また、2005年10月には、ドイツ・フランクフルトにおいて第2回会合が開催された。本会合では、学識経験者、企業や金融機関の経営者、証券規制当局等が一同に集い、グローバルな証券市場に関するテーマについて議論を行われ、我が国からも日本企業の経営幹部等がパネリストとして参加している。なお、第3回会合は、2006年11月に英国・ロンドン、第4回会合は東京で開催される予定である。

第3節 保険監督者国際機構（IAIS）

概要

1．名称

保険監督者国際機構(International Association of Insurance Supervisors: IAIS)

2．設立およびその目的

1994年に以下の4つの目的のために設立された。

保険監督者間の協調の促進

国際保険監督基準の策定

加盟国（特に新興市場国）における監督基準に則った保険制度確立の支援

他の金融分野の監督機関との連携

3．構成

2005年度中に新たにサウジアラビア、シリア、コソボ、イラク、ケニア、カタール、ザンビアがメンバーとなった他、オブザーバーは22者増加した（2006年6月現在）。

メンバー：各国・地域の保険監督当局等（135）

オブザーバー：保険会社や業界団体、国際機関等（108）

4．組織（資料23-3-1参照）

年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、年に3回開催される執行委員会・専門委員会において、主要な決定が行われる。

- (1) 執行委員会（議長：アレサンドロ・アイオッパ米国メイン州保険監督長官、年3回開催）主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した15の国・地域（北米：3、西欧：3、アジア：3、オセアニア：1、中南米：1、サブサハラ・アフリカ：1、中東・北アフリカ：1、中東欧：1、オフショア：1）から構成されている。我が国は、1998年よりメンバーとして参加している。
- (2) 専門委員会（議長：トム・カーブ豪金融規制機構・上級部長、年3回開催）執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌しており、我が国は、メンバーとして参加している。
- (3) 小委員会等：専門委員会の下で監督原則、基準、指針の策定にあたっており、2006年6月現在、8の小委員会等がある。
- (4) 事務局（局長：河合美宏氏、事務局員14名）
局員のうち1名は2002年4月より我が国ODAの枠組みにより派遣された日本人専門家である。
所在地：スイス バーゼル（国際決済銀行内）

5. 我が国の対応

現在、執行委員会と専門委員会以外に、会計小委員会、保険契約小委員会、ソルベンシー小委員会、ディスクロージャー小委員会等の主要な小委員会等に金融庁は主要メンバーとして積極的に参画している。また、会計小委員会においては、2005年2月より我が国が議長を務め、小委員会内の議論の取りまとめや他の小委員会との調整にあたっている。

活動状況

1. 保険監督原則、基準、指針の策定

各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために監督原則、基準、指針を策定している。2005年10月にウィーンで開催された年次総会において、「保険監督の新たな枠組み」「ソルベンシー（健全性）評価に関する国際的な共通指針」「保険会社の投資リスクおよび業績に関する情報開示基準」「財務再保険のリスク移転・ディスクロージャー・分析に関する指針」「適格性要件と評価に関する監督基準」「不正目的での保険会社の悪用対策に関する指針」を新たに承認し、2005年度までに6つの原則、11の基準、11の指針を策定している。

現在、各小委員会等で取り組んでいる主な作業は以下のとおり。

(1) 国際的に共通なソルベンシー（健全性）評価手法の策定に向けた取り組み

国際的に共通なソルベンシー評価手法の策定に向けたプロジェクトにおいて、リスク分類、責任準備金と所要資本の役割、リスクの反映手法等についての基本的な考え方を整理した「保険会社のソルベンシー評価のための共通の構造」ペーパーの策定作業を行っている。

(2) 保険会計のあり方の検討

I A S B（国際会計基準審議会）において、保険契約にかかる国際会計基準の策定作業が進められていることを踏まえ、国際会計基準と監督目的の会計が平仄のとれたものとなるよう、監督当局の立場からの保険会計のあり方についての意見のとりまとめ等を行っている。

(3) ディスクロージャー（情報開示）基準策定に向けた取り組み

2006年10月の第13回年次総会（北京開催）での採択を目指して、「生命保険会社の引受リスクと業績に関する情報開示基準」の策定作業を行っている。

(4) 多国間情報交換枠組みの構築に向けた取り組み

2007年前半の合意を目指して、多国間情報交換枠組みのための文書の策定作業を行っている。

2．保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。また我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等を I A I S に拠出（2005 年度：3,296 万円）するなどの積極的な協力を行っている。

第4節 ジョイント・フォーラム

概要

ジョイント・フォーラム(Joint Forum)は、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、証券監督者国際機構(IOSCO)及び保険監督者国際機構(IAIS)の13ヶ国の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国(金融庁、日本銀行)は発足時(1996年)から本会合に参画してきている。

活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して検討を行っている。

1. 2005 事務年度は、以下の作業が行われた。

業務継続に関する基本原則

金融当局、金融機関、決済システム運営者等の幅広い金融関係者が、テロ、伝染病、自然災害などの重大な障害が発生した際の業務継続体制を予め整備しておく上で重要な原則を提示するものとして「業務継続のための基本原則」をとりまとめ、市中協議を行った。今後、2006年8月に最終版を公表する予定である。

規制及び市場慣行の相違点に関する論点整理

銀行・証券・保険分野における実務(市場慣行)及び規制のあり方が、特に金融コングロマリットの監督の効率性にどのような影響を与えるかに関して、報告書「規制及び市場慣行の相違点に関する論点整理」をまとめ、2006年5月に公表した。

リスク評価及び資本に関する調査(流動性リスク管理)

金融コングロマリットにおける流動性リスク管理の実態に関して、報告書「金融グループの流動性リスク管理」にとりまとめ、2006年5月に公表した。

2. 2006 事務年度は、顧客適合性に関する作業部会、リスク評価及び資本に関する作業部会、金融コングロマリットに関する作業部会をそれぞれ設置し、作業を開始している。それぞれ各国の状況等を調査したうえで、報告書等を取りまとめる予定である。

第5節 一元監督者会合 (Integrated Financial Supervisors Conference)

概要

金融サービスの分野においては、業態内あるいは業態を超えた金融機関のグループ化・コングロマリット化や、市場及び商品の融合、横断化といった流れが急速に進展しており、これに対応して、監督当局においても銀行、証券、保険の各分野を一つの組織において業態横断的に所管する必要性が高まってきている。こうした状況を受けて、1999年以降、業態横断的な監督を行っている主要国当局からトップレベル（長官クラス）の代表者が集まって、一元金融監督者会合が年1回開催されており、一元金融監督者としての金融監督上の諸課題や組織運営上の諸課題等について幅広い観点から議論を行っている。

（注）銀行・保険を一元的に監督するOECD加盟国の金融当局（ただし、シンガポールは例外扱い）が参加国となっており、現在の参加国は、アイスランド・アイルランド・イギリス・オーストラリア・オーストリア・オランダ・カナダ・韓国・シンガポール・スウェーデン・デンマーク・ドイツ・日本・ノルウェー・ハンガリー・ベルギーの16カ国である。

活動状況

1999年5月の第1回会合以来、これまでに8回開催され、監督手法や関連する問題につき、一元金融監督当局の長ないし代理が議論を行い、それぞれの組織運営の方向を探るとともに一元金融監督当局共通の課題等につき、知見の共有を図っている。第7回会合は2005年6月にドイツで開催され、組織目的の対立、説明責任、監督権限、国際会計基準、金融教育、パフォーマンス評価等の事項について、第8回会合は2006年5月にハンガリーで開催され、クオリティマネジメント、非形式的な権限、一元監督と業態を越える課題等についてそれぞれ議論を行った。